

長野県地球温暖化対策条例（仮称）における建築物について（案）

H17.12.19

1 検討会案

延床面積1,000㎡以上

2 対象建築物を1,000㎡まで引き下げることに伴う課題

(1) 前提条件

建築確認申請にあわせて計画書を提出してもらい、必要があれば地球温暖化対策指針に基づく指導等を行う。

(2) 対象建築物の着工前把握の可能性と費用負担

	条例による拡大対象分 1,000㎡以上 2,000㎡未満			省エネ法対象分 2,000㎡以上		
	建築確認 (件数)	省エネ法 準用部分	条例独自項目	建築確認 (件数)	省エネ法部分	条例独自項目
対象建築物数 (住宅を含む推計)	160			100		
建築確認 機関別内訳	県	78		49		
	3市	52		32		
	民間	30		19		
書類作成に係る建築主 の負担 (省エネ計画書の場合) 時間：2週間程度 費用：20～30万円 (5,000㎡未満程度の場合)		増加	増加			増加

は、建築確認申請にあわせてチェックを行うことが可能な部分
 は、建築確認申請にあわせてチェックを行うことが難しい部分
 3市は、特定行政庁として建築確認を行う長野市、松本市、上田市

(3) 建築物環境性能向上計画書の内容について

地球温暖化対策条例による環境性能向上計画書の提出		
省エネ法による届出（部分）	条例による独自項目	
○断熱の向上	外壁、窓等を通しての熱の損失防止	
○建築設備の 効率的利用	・空調設備 ・換気設備 ・照明設備 ・給湯設備 ・昇降機	… 負荷の特性等に配慮等 … 損失の少ない計画の策定等 … 効率の高い器具の採用等 … 適切な配管計画の策定等 … 適切な制御方式の採用等
2,000㎡	○再生可能エネルギー の利用 ○屋上緑化 ○県産材の利用 (省エネルギー対策) (断熱化)	
1,000㎡		

3 事務局修正案

延床面積2,000㎡以上でスタート
 (条例の定着状況と、対象の捕捉、実施の効果をみながら範囲を広げていく)